

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に株主の利益を考えた上で、十分なコーポレート・ガバナンスが実施できる体制を構築しております。当社のコーポレート・ガバナンスに関する考え方の基本は、経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化であります。また、アカウントビリティ(報告責任)とディスクロージャー(情報の適時・適切な開示)の周知徹底を図るとともに投資家に対し、積極的なIR活動を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

該当事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズIV号・適格機関投資家間転売制限付分除外 少数投資家向け無限責任組合員株式会社AP IV GP	32,725,656	17.29
AP Cayman Partners II, L.P.	22,835,270	12.06
JAPAN IRELAND INVESTMENT PARTNERS	19,846,782	10.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,571,100	4.53
THE BANK OF NEW YORK MELLON(INTERNATIONAL) LIMITED 131800	5,996,900	3.17
谷本 忠史	5,916,200	3.13
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4,884,700	2.58
株式会社SBI証券	2,503,800	1.32
フォーティーツー投資組合	2,181,502	1.15
楽天証券株式会社	1,735,000	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	4月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
永露 英郎	他の会社の出身者												
松本 大輔	他の会社の出身者												
伊串 久美子	他の会社の出身者												
蝦名 卓	公認会計士												
加藤 真美	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永露 英郎				過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、社外取締役の要件(会社法第2条第15号)を満たしており、社外取締役としての職務を遂行することができるものと判断しております。
松本 大輔			東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。	企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと判断しております。

伊串 久美子		東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。	企業経営者としての経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンス体制の強化が図れるものと判断しております。
蝦名 卓		東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。	公認会計士としての豊富な経験を活かした専門的見地から、企業会計に関する専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
加藤 真美		東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定しております。	弁護士としての豊富な経験を活かした専門的見地から、企業法務に関する専門的な知識・経験等を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員3名のうち2名は社外取締役であり、社外取締役は独立性と専門性を重視して選任しております。その立場から監査及び監督機能が十分担保できると考えております。このことにより当社は、この制度を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

コーポレート・ガバナンスの目的である適法性の確保、法令遵守機能の強化策として取締役会直属の内部監査室を設置し、構成人員数は1名としており、監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図ります。内部監査室では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施いたします。また、内部監査室は必要に応じて外部専門家からアドバイス及び指導を受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行う仕組みを整備いたしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

その他

取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。)に対し、株式報酬型ストックオプションの新規付与をやめ、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを予定しております。

上記の報酬プランの骨子は、以下のとおりです。

- (1) 権利付与から権利確定までに待機期間を設ける事で、経営体制の継続性を動機付け権利付与から権利確定まで3年間の期間を設定し、対象取締役の継続的な経営関与を推奨する仕組みとします。
- (2) 相対Total Shareholder Return(株主総利回り。株価上昇と配当還元)の和。以下、「TSR」というを権利確定の評価指標とします。権利確定までの3年間における、TOPIX対比での相対的なTSRのパフォーマンスを株式報酬の権利確定に係る評価指標とします。
- (3) 一定の時価相当額の自社株保有を対象取締役に義務付け
対象取締役に対しては、固定報酬に取締役会が指定する数を掛けた金額相当額の自社株の保有を義務付けることとする。
- (4) 株式報酬の比率上昇
現金支給の賞与を撤廃し、自社株報酬に一元化することで、報酬全体における自社株の比率を高く設定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない取締役の報酬額を年額520百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることについて、第1期定時株主総会にてご承認を頂いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

現状の社外取締役のサポート体制は、必要に応じて内部監査室及び財務本部財務グループがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定する意思決定機関及び監督機関として6名で構成され毎月1回原則として開催しており、経営全般に関する最高意思決定機関として重要事項はすべて付議され、業績の進捗・業務の監督についても議論し対策等が生じた場合、迅速に対応が図れる体制としております。また、毎月月初旬に開催される経営会議に取締役、監査役、各本部長及び各ジェネラルマネージャー等が出席し、各部門の報告により情報の共有を図り、重要経営課題については取締役会に上程する役割・機能を果たす仕組みを整備しております。

(2) 監査等委員会

当社では監査役等委員会を採用しており、監査等委員は3名、うち監査等委員である社外取締役2名で構成され、取締役会にも全監査役が出席し取締役の業務執行が適法かつ会社の業務運営に合致しているかについて監督を行います。監査等委員会は、定期的及び必要に応じて開催しており、法令、定款等に違反のないよう監視できる体制を実施いたします。また、監査等委員会機能の強化の一つとして、監査等委員である社外取締役監査役2名を独立役員に指定し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保いたします。

(3) 内部監査

コーポレート・ガバナンスの目的である適法性の確保、法令遵守機能の強化策として取締役会直属の内部監査室を設置し、構成人員数は1名としており、監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図ります。内部監査室では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施いたします。また、内部監査室は必要に応じて外部専門家からアドバイス及び指導を受けながら関連部署との連携を密にし、規則・規程の整備を行う仕組みを整備いたします。

(4) 会計監査

会計監査についてはひびき監査法人を選任しております。監査業務が期末に偏ることの無いように監査計画を立て、会計監査計画に関する必要データを用意・提供し、早期に正確で監査しやすい環境を整備しております。内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、年間計画、業務報告等の定期的な打合せを含め必要に応じ随時、情報交換を行うことで相互の連携を高めてまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会制度を採用しております。監査等委員3名のうち2名は社外取締役であり、社外取締役は独立性と専門性を重視して選任しております。その立場から監査及び監査機能が十分担保できると考えております。このことにより当社は、この制度を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年12月(中間決算)と6月(決算)に開催し、決算概要、業績の見通し、長期プラン、中期の方針について説明を行います。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに掲載いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「個人情報保護方針」及び「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社ホームページに掲載いたします。 また、全営業店舗において「個人情報保護方針」のポスターを掲示しております。	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制について
 - (1) 当社は、企業の継続的存続のためにコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役会の法令遵守はもちろん、従業員に率先して意義の教育及び維持・向上に努める。
 - (2) 取締役や使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、担当取締役をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、コンプライアンス基準及びコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの継続的な教育等を通じて、共有を図るとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報制度、その他必要な報告体制を構築する。
 - (3) コンプライアンス基準に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、従業員に対し内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口のさらなる周知徹底を図る。
 - (4) 内部監査室を取締役会直属とし、監査等委員会・監査法人・社外取締役との連携・協力のもと定期的に内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図る。内部監査では、問題点の指摘の他、必要と認められる改善・是正策の提言を行い、指摘・提言事項の改善履行状況について、必要に応じ、フォローアップ監査を実施する。また、内部監査室は、外部専門家等の支援を受けて適宜機能並びに体制強化を講じる。
 - (5) 法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、取締役会及び監査役会への報告を通じて、外部専門家等と協力しながら、迅速に情報を把握しその対処に努める。かかる報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。
 - (6) 役職員の法令・定款・社内規程等の違反行為については、懲罰規定を制定し、厳正に処分を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
 - (1) 取締役の職務の執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報管理規程に関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。
 - (2) 取締役及び監査役がこれらの文書等を必要に応じて随時閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 取締役会は、経営に重大な影響を及ぼすリスク(業務に関するリスク・安全に関するリスク・企業リスク等)を十分認識した上で、リスク管理に関する社内規程の整備その他の対応を行い、平時における損失の事前防止に重点を置いた対策を実行する。また、取締役会は、定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
 - (2) 不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。
 - (3) 当社が認識するリスクの適切な管理状況について、内部監査規程に基づき内部監査担当者が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について、適時に取締役会及び監査役会に報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、一定分野の業務を執行する権限と責任を執行役員に委譲する。
 - (2) 社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を原則月1回開催し、十分に審議した上で、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、業務執行取締役及び執行役員以下の職務執行の状況の監督等を行う。
 - (3) 取締役及び執行役員から構成される経営会議を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
 - (4) 取締役、執行役員及び使用人の職務分掌及び職務権限を社内規程で明確にし、その運用状況につき内部監査を実施し、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
 - (5) 社外取締役を含む取締役は、その判断に基づき、他の取締役、執行役員及び使用人から、業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。
5. 当社における業務の適正を確保する体制について
当社は、当社の内部統制システム充実のため、関連するリスク管理、コンプライアンス体制整備、経営効率化、決算情報の収集・開示情報の迅速な伝達体制の構築等について必要な措置をとる。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制、及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制について
 - (1) 監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会の職務の補助すべき使用人を配置する。
 - (2) 監査等委員会付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の支持に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
 - (4) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び評価については、監査等委員会の同意を得て実施する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制について
 - (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員役の要請に応じて、以下の事項について報告をする。
 - (1) 当社の内部統制システムの整備・運用状況
 - (2) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (3) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (4) 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - (5) 内部監査の結果
 - (6) その他、監査役会の定める事項
 - (2) 監査等委員は、その判断に基づき、取締役及び使用人から業務の執行状況につき随時直接報告を求めることができる。
 - (3) 前各号の報告を行った者につき、秘匿性を確保し、当該報告を理由に不利な取り扱いを受けない旨等を社内規程に明記する。
8. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制、及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 監査等委員は、取締役会に出席し、経営上の重要な項目についての意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するとともに、必要な意見を述べる。
 - (2) 監査等委員は、代表取締役及び社外取締役その他の取締役との間で適宜、意見交換会を開催する。
 - (3) 内部監査担当は、監査役との間で内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を適宜行い、連携して監査にあたる。
 - (4) 監査等委員及び内部監査担当は、会計監査人を交えての情報交換等の連携を図る。
 - (5) 監査等委員会を月1回以上開催し、監査計画を策定し、監査計画に基づく監査の実施状況と経済情報等を共有することで監査の充実を図る。
 - (6) 監査等委員の職務執行により生じる必要な費用又は債務は、速やかにこれを処理する。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制について
 - (1) 当社は、債務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、財務・会計に係る諸規程を整備するとともに、会計基準、金融商品取引法及びその他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図る。

(2)内部監査室は、取締役会に対して内部統制の有効性に関する評価結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するほか、指摘・低減事項の改善履行状況についても、必要に応じてフォローアップ監査を実施する。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に向けた基本的な考え方について

(1)反社会的勢力と一切の関係を持たない。

(2)総務部門を反社会的勢力の対応部署と位置づけ、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報の一元管理・蓄積を図る体制を整備する。また、反社会的勢力から接触を受けたときは直ちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては外部機関と連携して組織的に対処する。

(3)反社会的勢力の要求に応じない、法令・社会的規範・企業倫理に反した事業活動は行わないことを職制で指導するとともに内部通報制度を整備する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の役割分担を明確化することで機動性を確保し、迅速な決定と執行を行える経営体制を実現するとともに外部からの意見も積極的に取り入れ、企業運営に活かし、経営の透明性、公正性の向上を図ることにより会社経営の健全性の維持に努めていく所存であります。

